

公益社団法人全国建築物飲料水管理協会

地方支部規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国建築物飲料水管理協会定款（以下、単に「定款」という。）第44条4項の規定に基づき、地方支部（以下、単に「支部」という。）の組織及び運営に必要な事項を定める。

第2条 支部は定款第3条に定める目的を達成するため支部区域内において定款第4条に定める事業の一部を行う。

(区域)

第3条 支部及びその区域は次のとおりとする。

北海道・東北支部	北海道・青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城県・福島県
北関東信越支部	埼玉県・群馬県・新潟県・長野県
東関東支部	東京都・栃木県・茨城県
南関東支部	神奈川県・千葉県・山梨県
中部支部	愛知県・岐阜県・三重県・静岡県・富山県・福井県・石川県
関西支部	大阪府・京都府・奈良県・和歌山県・滋賀県
山陰山陽支部	兵庫県・島根県・鳥取県・広島県・山口県・岡山県・愛媛県 徳島県・香川県・高知県
九州支部	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県 沖縄県

第2章 支部会員

(構成)

第4条 支部の会員は、地区内の会員をもって構成する。

第3章 役員

(役員)

第5条 支部に次の役員を置く。

支 部 長	1 人
副 支 部 長	2 人以内
幹 事	2 人以上 7 人以内

2 役員は、無給とする。

(選任)

第6条 支部役員は支部全体会において支部正会員の中から選出、決定した役員名簿に基づき、理事会の承認を得て会長が任命する。

2 支部長及び副支部長は、支部役員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第7条 支部長は、支部に属する事務を掌理し支部を代表する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

3 幹事は、支部の会務を審議し、業務を執行する。

(任期)

第8条 支部役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了または辞任の場合においても後任者の就任するまでは、その役職を行わなければならない。

(役員の仕事)

第9条 役員は支部の趣旨に反し、名誉を毀損するような行為があったときは、支部全体会に諮りその職務の解任について会長に上申することができる。

第4章 会 議

(会議)

第10条 支部の会議は、支部全体会及び支部幹事会とする。

2 支部の全体会は、毎年1回、幹事会は、年4回までとし、支部長がこれを招集する。ただし、幹事会の日当は2,000円、交通費は旅費規程に基づく実費とし、全体会の日当及び交通費は支給しない。

3 支部長は、正会員の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったときは、

これを招集しなければならない。

(議長)

第 11 条 支部の会議の議長は、支部長または支部長が指名する者がこれに当たる。

(議決)

第 12 条 会議の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

(議決権)

第 13 条 正会員は、支部全体会において各 1 個の議決権を有する。

2 正会員は、全体会における議決権の行使を代理人に委任して行うことができる。

(議事録)

第 14 条 支部全体会及び幹事会の議事は、議事録を作成し、議長及び全体会で指名された議事録署名人 2 人以上が、署名押印する。

(事業計画及び収支予算書)

第 15 条 支部長は毎年 2 月末までに部会を含む支部の事業計画及び収支予算書を作成し、幹事会の承認を受け、幹事会終了後 1 週間以内に本部に報告しなければならない。

第 5 章 会 計

(経費)

第 16 条 支部の経費は、本部からの交付金及び事業収入等をもってこれにあてる。

(規程)

第 17 条 支部の経理については、別に定める経理規程及び支部経理管理規定によるものとする。

第 6 章 部会の設置

(部会の設置)

第 18 条 支部長は、支部の円滑な事業活動を補完するために、幹事会の承認を得て地域ごとに 5 会員以上をもって部会を設置することができる。

2 部会を設置する場合は、本部に報告する。

(部会の役員)

第 19 条 部会は、部会長を選任し、部会長は支部幹事を兼任する。

第 7 章 支部事務局

(支部事務局)

第 20 条 支部に会務を処理するために支部事務局を設けることができる。ただし、基本的に支部長事業所とする。

- 2 支部事務局には、専門員を 1 名置くことができる。
- 3 専門員の任命は、理事会の承認を得て会長が行う。
- 4 専門員の人件費は、規程に基づき各支部・部会より支払う。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改定後の規程は、平成 25 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

改定後の規程は、平成 29 年 7 月 12 日から施行する。